

令和7年度第2回京丹後市市民遺産会議 会議録

I 開催日時 令和7年12月23日（火） 午前10時00分～午前11時30分

II 開催場所 京丹後市大宮庁舎4階第2会議室

III 出席者 味田佳子会長、松原典孝副会長、増田庄吾委員
事務局 松本明彦教育長、川村義輝教育次長、
村田雅之課長、奥勇介主任、糸井智哉主事
欠席者 東哲委員、今村実来委員
傍聴人 0人

IV 次第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 市民遺産補助金の運用について
 - (2) 市民遺産の認定審議について（非公開）
- 3 その他
- 4 閉会

V 議事要旨

1 開会

＜事務局＞

本日は公私とも御多忙のところ、御出席いただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第2回京丹後市市民遺産会議を開会いたします。

開会にあたりまして、京丹後市教育委員会を代表して、松本明彦教育長が御挨拶申し上げます。

＜教育長＞

皆さん、おはようございます。

本日は、もう年末のあと1週間で年が明けようかというような差し迫った時期ではありますが、御出席いただきまして、第2回京丹後市市民遺産会議が開催できまこと、お礼申し上げます。ありがとうございます。

令和7年はもういよいよ最後ということですので、文化財に関わったことを少し振り返ってみますと、長年整備を続けてきました網野銚子山古墳につきましては、4月26日（土）に整備完了ということでオープニングイベントもさせていただきまし

た。本当に多くの関係者の皆さんにも御出席の中、文字通り保存から活用へということをアピールする大変良い場になったのではないかと思っております。

また本年度は昨年度から引き続きまして、丹後震災記念館の耐震化・利活用検討委員会も進めてきておりまして、様々な議論をさせていただく中で、機運の醸成をしていくことが大変重要であるというようなご意見をいただいている。丹後震災につきましては令和9年3月がちょうど100周年ということでして、それに向けて様々な機運醸成のためのイベントをしているところでございます。

まず、京都府の文化政策室と連携しまして、震災資料のデジタル化や復興建築、郷村断層の3D化を進めておりまして、去る12月4日には、市役所内部に向けた3Dのお披露目と意見交換を行いまして、味田会長を含めた委員の皆様にも御参加いただきながら、3Dを参観する機会を持たせていただきました。

また、子供たちに機運を醸成していくことも大変重要であろうということで、丹後震災に関わる写真展示を、小中学校を中心に100周年まで、すべての小中学校に展示をしていくこととして、この11月からスタートしました。大宮中学校、そして大宮第一小学校という形で、年内は2校を、写真展示をしながら回していました。100周年までにすべての小中学校に展示をすること、それから長期休業中は公民館等で一般市民の方にも展示をしていくということで機運を醸成していくことというふうに考えているところであります。

あわせて、年明けの1月10日には、100年前の震災当時と同じ場所で写真を撮ってみようという企画を、主に峰山学園の児童生徒を中心を開催しようと考えているところです。

本当に100年の節目が近づいておりますので、様々な形で市民の皆さんに機運を醸成していくような取組を進めていきたいと思っております。

さて、本日の市民遺産会議ですけれども、新たに創設できました市民遺産補助金についてのほか、非公開の場において認定の可否を決する案件、継続審議中の案件が複数ございます。委員の皆様には忌憚のない御意見をいただきまして、市民遺産制度の今後さらなる盛り上がりにつなげていけますよう、御理解と御協力をお願いしまして御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

<事務局>

続きまして、会長より一言御挨拶をいただけたらと思います。会長よろしくお願ひします。

<会長>

皆さん、本日は大変お忙しい中ありがとうございます。

今教育長からありましたように、子供たちに、震災の様子を写真で見ていただくというのは、本当に機運が上がることだなあと思いました。

私自身も、当時、震災記念館が図書館の時に、入ってすぐ後ろの壁に怖い絵がかかっておりまして、そこで怖い思いをして、それが震災のイメージになったのを今思い出して、聞かせていただきました。

本日は先ほどありましたように、新しい補助金や、認定審査について御審議いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

<事務局>

ありがとうございました。

なお、教育長ですが、今から他の公務がありましてこれで失礼をさせていただきます。

また、本日、東委員、今村委員より御欠席の連絡をいただいております。

続きまして本日の資料の確認をさせていただきます。事前にお送りさせていただきました資料ですが、レジメに加えまして資料1から8が一部ずつお手元にあるか御確認をいただけたらと思います。なければ事務局にいつでも申し付けいただけたらと思います。よろしくお願ひします。

次に、会議録確認者の指名に移ります。本会議で審議した内容は、会議録を作成し、非公開部分を除き公開いたします。後日、会議録を確認いただき、署名をいただく方の選出をしたいと思います。

名簿の順番で恐縮ですが、地元の委員の方ということで今回は増田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

(増田委員承諾)

引き続き、次第に沿いまして、議事を進めさせていただきます。

これ以降の進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。それでは会長よろしくお願ひいたします。

2 議事

(1) 市民遺産補助金の運用について

<会長>

本日は概ね11時30分までを予定しているとお聞きしております。円滑な議事の進行にご協力を願いいたします。

それでは次第に沿いまして、議事(1)市民遺産補助金の運用について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局より資料説明：資料1・2)

<会長>

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明について、皆さんから御意見、御質問などありましたらよろしくお願ひいたします。

<副会長>

質問よろしいでしょうか。

こちらの補助金は、出されたものは、上限なく良ければ採用するという形なんでしょうか。それとも、予算額が年間いくらと決まっていて、それを超えてしまったらそこでストップなんでしょうか。

<事務局>

予算額は、当初予算の段階で決まっているので、例えば申請件数が多かつたりして予算額をオーバーするようなことがあれば、予算の範囲内でしか出せないという建付けになっているので、ちょっと補助額は減る形になるかなと思います。

<副会長>

応募に関しては、年に1回、この時期までにという形か、それともその都度その都度出してくる形でしょうか。

<事務局>

申請の最終締切は決めます。ただ、例えば12月末までと仮に決めたとして、補助の申請が例えば6月に出てきても、6月のその時点で受け付けて、それ以降の事業に関して補助を出すという形で進めたいというふうに考えています。

<副会長>

そうなると、ある意味早い者勝ちっていう形ですね。

<事務局>

そういうふうになってしまいますね。

<副会長>

あともう1つ質問があります。最初のところの補助対象経費の中に、他の制度による補助金等を受けた経費はこの補助金の対象になりませんということなんですけども、これは京丹後市のですかね。

例えば山陰海岸ジオパークでも、清掃とか草刈等に補助金を出す制度があって、それも受けてこっちも受けてという両方はできるんですか。

<事務局>

これは市の補助制度に限った話ではなく、府や国や先ほどの山陰海岸ジオパークですとか、そういう他の団体等の補助金も含めて対象にならないということになっています。

なので、他の何かしらの補助金で、消耗品費を受けたらその消耗品費が対象にならないです。

<副会長>

わかりました。ありがとうございます。

<会長>

別のものならいいですか。

<事務局>

例えば他の補助金で消耗品費に関して補助を受けてますと。でも他の経費については補助を受けていないということになったら、この市民遺産補助金から印刷製本費や工事請負費など、そういう補助に関しては出すことができます。

<会長>

二重を避けるため。

<事務局>

そうです。

<副会長>

書類の中で、収支予算書とかのフォーマットというのは用意してたりしますか。

<事務局>

予算書のフォーマットは特に定めていないので、各申請者の方にお任せという形になります。

<副会長>

収支予算書の中には、事業の中の例えば消耗品費について応募する場合は、消耗品費についての収支だけ載っていればいいって感じですか。

それとも事業全体の収支があって、その中で補助対象にして欲しいところも含めて、全体事業で出すのでしょうか。

<事務局>

補助事業全体に関して申請の方は書いてもらって、その中で補助対象にして欲しい部分はここですよというのを示していただく形になるかなと思います。

＜副会長＞

審議するときに、どれが補助対象なのかわからないので。

＜事務局＞

そうですよね。ありがとうございます。

＜会長＞

他にございませんでしょうか。

＜副会長＞

金額に関しては、一般的にこれが妥当という感じなんでしょうか。

割と草刈とかそういうところに関してはいいと思うんですけども、修繕費とか結構大きくなったりすると思うんですけど。それは文化財だったら、文化財の別の予算ができるからという形ですか。

＜事務局＞

修繕は、未指定文化財であっても府の補助とかそういうところで出せるものがあります。むしろそちらを取りに行ける案件であれば取りに行ってもらったほうが補助額的には良いと思います。

これに関して、他の市民遺産の制度を見たときに、そういう指定文化財の制度に市民遺産の制度を乗せてしまって、指定文化財の補助金の枠組みの中で結構な額を出すところもあります。ただ、本市の市民遺産制度のように、従来の指定文化財の制度から切り離してやっているところに関しては、例えば長野県松本市のまつもと文化遺産とか、そういうところは指定文化財の方とは一線を画して、額に関しても指定文化財ほどガチガチの制度ではないので、多少なりとも金額的には低くなってしまいます。似たような額になっているような状況があります。

＜副会長＞

わかりました。

＜会長＞

御意見、御質問は以上のようにです。ありがとうございました。

（2）市民遺産の認定審議について【非公開】

3 その他

<会長>

では次に、議題3その他について事務局から何かございますでしょうか。

<事務局>

事務局としては特にございません。

<会長>

ありがとうございました。

それでは、以上で議事はすべて終わりましたので、事務局に進行をお返しいたします。

4 閉会

<事務局>

ありがとうございました。

それでは閉会にあたりまして、副会長より御挨拶をいただけたらと思います。副会長よろしくお願ひします。

<副会長>

では皆様、本日は活発な御議論をありがとうございました。

市民遺産会議も2年目に入りまして、おかげさまで今年もたくさん案件が上がってきて、さらに補助金の運用も始まるということで、着実に前に進んでいるというところ、実感させていただきました。

まだこれからも認定に関して議論しないといけないものがたくさんありますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

本日はありがとうございました。

<事務局>

これをもちまして、令和7年度第2回京丹後市市民遺産会議を終了いたします。皆様ありがとうございました。